○環境省令第六号

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十九号）及び動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第百五十二号）の施行に伴い、並びに動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年二月二十八日

環境大臣　小泉進次郎

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（第一種動物取扱業の登録の申請等） **第二条**　法第十条第一項の第一種動物取扱業の登録の申請は、様式第一による申請書を提出して行うものとする。 ２　法第十条第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）及び第三条第六項に規定する使用人が法第十二条第一項第一号から第七号の二までに該当しないことを示す書類 三　事業所ごとに置かれる動物取扱責任者が法第十二条第一項第一号から第七号の二までに該当しないことを示す書類 四　（略） ３～９　（略） （第一種動物取扱業の登録の基準） **第三条**　（略） ２～４　（略） ５　法第十二条第一項第七号の二の環境省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一　法第十九条第一項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に法第十六条第一項第四号又は第五号の規定による届出をした者（解散又は第一種動物取扱業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの 二　前号の期間内に法第十六条第一項第二号、第四号又は第五号の規定による届出をした法人（合併、解散又は第一種動物取扱業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の役員であった者であって、前号に規定する通知があった日前三十日に当たる日から当該法人の合併、解散又は廃止の日までの間にその地位にあったもので当該届出の日から五年を経過しないもの ６　法第十二条第一項第八号及び第九号の環境省令で定める使用人は、法第十条第一項の第一種動物取扱業の登録の申請をした者の使用人であって、同条第二項第二号の事業所の業務を統括する者とする。 （第一種動物取扱業者の遵守基準） **第八条**　法第二十一条第一項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 一～九　（略） （削る）	（第一種動物取扱業の登録の申請等） **第二条**　法第十条第二項の第一種動物取扱業の登録の申請は、様式第一による申請書を提出して行うものとする。 ２　法第十条第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）が法第十二条第一項第一号から第七号までに該当しないことを示す書類 三　事業所ごとに置かれる動物取扱責任者が法第十二条第一項第一号から第七号までに該当しないことを示す書類 四　（略） ３～９　（略） （第一種動物取扱業の登録の基準） **第三条**　（略） ２～４　（略） （新規） （新規） （第一種動物取扱業者の遵守基準） **第八条**　法第二十一条第一項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 一～九　（略） 十　第五号に掲げる販売に係る契約時の説明及び第一種動物取扱業者による確認、法第二十一条の四の規定に基づく情報提供及び第六号に掲げる当該情報提供についての顧客による確認並びに第八号に掲げる貸出しに係る契約時の情報提供の実施状況について、様式第十一によ